

日程第 4．議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの特末手当支給条例の一部を改正する
条例

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの特末手当支給
条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を
求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの特末手当支給条例の一
部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの特末手当支給条例の一部を改正する条例
を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、国の人事院勧告、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるので提案いたします。その
内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 続きまして、議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの特末手
当支給条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。改正の必要性、理由は、先ほ
ど副町長からあったとおりでございます。改正の概要でございますが、先ほどの議案第 1
号、一般職については、年間 0.1 月の改正でございましたが、特別職につきましては年間
0.05 月の引上げでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。これも国の特別
職、大臣等の改正、それから周辺市町村の状況を踏まえての改正案でございます。特別職
につきましては、勤勉手当はございませんので特末手当でございます。これも引上げの方
法としては、12 カ月期でまず平成 27 年度は 0.05 月を引き上げて、この条例改正も 2 条立て
となっております平成 28 年度からは各期に 0.025 月ずつの上昇、それでトータル 0.05 月
のアップという同じような施行期日です。第 1 条は平成 27 年の 12 月 1 日、第 2 条の次年度
からの支給については平成 28 年 4 月 1 日からの施行という同じような改正でございます。

以上が、議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの特末手当支給条例の一部を改正する
条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議
員。

○8 番 花城清文君 少し聞かせてください。提案理由のなかで県内市町村の状況を踏ま
えてとあります。県内市町村の類似団体と言いますか、だいたい同じ規模の人口を有する

市町村の状況はどうなのでしょう。もう少し説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 すでに臨時会が終わった所、これから予定している所ということで担当を通じて直接お伺いしたのは近隣でございます。豊見城、南城、糸満、周辺市町村でございますが、同じような0.05月の改正を予定若しくはすでに議会に上程していると情報は収集しております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。